

楽酪ミルク工房 指定管理者募集要項

富士見町

1 公募の概要

(1) 公募の趣旨・目的

富士見町は、楽酪ミルク工房（平成9年富士見町条例第15号）の管理運営を効率的かつ効果的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、富士見町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年12月21日条例第23号）及び富士見町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年12月21日規則第16号）に基づき指定管理者を募集する。

(2) 楽酪ミルク工房の設置目的

地域資源を高度に利用し、地域特産品の育成と地場産業の振興及び都市居住者との交流により地域の活性化を図るため、楽酪ミルク工房を設置する。

(3) 業務に関する事項

八ヶ岳西麓ワイン特区内で生産されたぶどうで醸造したワインの醸造・販売を行う業務。

2 施設の概要

(1) 名称 楽酪ミルク工房

(2) 所在地 富士見町富士見 6666 番地 709

(3) 建物構造 鉄骨造一部二階建て

床面積 239.56 m²

(4) 開設日 平成9年12月17日（平成17年増築）

3 管理運営

(1) 指定管理者の行う業務

①「1 応募の概要（3）業務に関する事項」に記載されている業務に関する事項

②施設及び設備の維持管理に関する事項

③自主事業に関する事項

④業務経理に関する事項

⑤その他目的達成に必要な事項

(2) 関係法令の遵守

楽酪ミルク工房の管理運営にあたっては、地方自治法、楽酪ミルク工房の設置及び管理に関する条例、その他関係法令等を遵守すること。

(3) 自主事業に関する留意事項

「自主事業」とは条例で定めた事業の実施及び経営強化のために指定管理者が独自に実施する事業を指すが、設置目的から逸脱した事業はすることができない。

(4) その他

業務内容の詳細及び管理基準については、別紙仕様書参照のこと。

4 指定の期間及び運営経費等

- (1) 指定の期間は令和7年10月1日～令和20年3月31日までの12年間（ワイン用醸造設備の耐用年数）とする。
- (2) 製品売上金・その他の収入は、指定管理者の収入とする。
- (3) 光熱水費、施設の維持補修費、備品の取得・修理、製造機器等のメンテナンス費用については、指定管理者の負担とする。
- (4) 施設の大規模な改築は、富士見町と指定管理者が協議の上行う。
- (5) 当施設の管理運営に係る収支を適切に管理するため、団体等の会計とは区分し、経理を行うこと。
- (6) 富士見町所有の備品は富士見町に帰属するものとし、指定管理者は備品台帳に登録するとともに良好な様態で管理すること。
- (7) 指定管理者購入の備品は指定管理者に帰属するものとする。
- (8) 指定管理料は無しとする。
- (9) 施設の使用料は年度協定で決定する。

5 応募資格

- (1) 町内に本社の登録がある法人その他団体であること。
- (2) 団体及びその代表者が次にいずれにも該当しないこと。
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の資格）に該当する者。
 - ②国及び地方自治体の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止の措置を受けている者。
 - ③町民税（法人町民税、個人住民税など）を滞納している者。
 - ④社会更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きを行っている者。
 - ⑤暴力団の構成員等が役員に含まれている団体。
 - ⑥地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。

6 申請方法（予定）

(1) 募集スケジュール

- | | |
|-----------|------------------------|
| ①募集要項等の公開 | 令和7年7月11日 |
| ②内覧・現地説明 | 令和7年7月11日から令和7年7月20日まで |
| ③質問の受付・回答 | 令和7年7月11日から令和7年7月20日まで |
| ④申請書類の受付 | 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで |

- ⑤審査（プレゼン方式） 令和7年8月8日 13時30分
⑥選定結果の通知 審査後速やかに通知

(2) 内覧・現地説明について

内覧・現地説明を希望する方は富士見町ホームページから内覧・現地説明申込書をダウンロードして上記の期間に申し込んでください。

(3) 質問・回答について

質問がある方は富士見町ホームページから質問票をダウンロードして上記の期間に提出してください。質問内容とその回答は公開させていただくほか、回答までに一定の時間をいただく場合がございますのでご了承ください。

(4) 申請書について

- ①受付期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで
②受付場所 富士見町産業課営農推進係
③提出方法 申請書類一式を持参又は郵送にて提出（令和7年7月25日必着）

(5) 提出書類について

- ①指定申請書（様式第1号）
②事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
③宣誓書
④定款または寄付行為の写し及び登記簿の全部事項証明書
⑤前年事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録、その他財務状況が確認できる書類※前年の活動がない場合は提出不要。
⑥現年事業年度の事業計画書、収支予算書、その活動の内容及び財務の状況が確認できる書類
⑦会社概要（事務所在地、従業員数、経営方針、沿革、業務内容等）を記載した書類及び団体の役員名簿（任意様式）
⑧団体が令和6年度分の法人町民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）※前年の活動がない場合は提出不要。
⑨団体の代表者が令和6年度分の個人住民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）

(6) 申請にあたっての留意事項

- ①申請に要する費用は、申請者の負担とする。
②申請の際に提出した書類は返却しない。
③必要に応じて追加で書類の提出を求めることができる。
④申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
⑤申請後に辞退する場合は辞退届を提出する。
⑥提出いただいた書類は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第2条第1号及び2号に規定する個人情報を除いて公開する場合がある。

7 指定管理者の選定

(1) 選定方法

富士見町公の施設に係る指定管理者選定委員会が提出された申請書類等を基にプレゼンテーション方式にて審査する。

なお、選定委員会での選定の過程は非公開とし、委員の氏名についても非公開とする。

(2) 選定基準

次の評価・選定基準に基づき総合的に審査し、申請のあった公の施設の管理運営を行うに適した団体を指定管理者の候補者として選定する。

- ①知識・経験・実績（事業の理解・知識、製造・販売実績）
- ②提案の実現性（原材料の確保、資金・設備計画、マーケティング）
- ③施設利用・体制（施設利用、実施体制）
- ④全体評価（提案内容の適格性、特産品としての可能性、地域連携・相乗効果）

(3) 選定結果の通知

選定結果は全ての申請者に文書により通知する。

8 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 仮基本協定の締結

審査選定により決定した候補者と富士見町は、協議の上、酪楽ミルク工場の管理運営に関する仮基本協定を締結する。なお、この仮基本協定は富士見町議会の議決後、本協定へ移行する。

(2) 指定管理者の指定

仮基本協定の締結をした候補者を、富士見町議会の議決を経て指定管理者に指定する。ただし、仮基本協定の締結後、指定管理者の候補者に指定管理者として管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した時は、指定管理者の候補者として指定ないことがある。また、指定後であっても、当該指定管理者に管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した時は、指定を取り消すことがある。なお、上記（ただし書き以降）の場合及び町議会の議決が得られなかった場合は、仮基本協定を解除するものとし、事業の実施の準備のために支出した費用等については保証しない。

(3) 年度協定の締結

指定後、富士見町と指定管理者は協議の上、年度協定を締結する。

①基本協定事項

- ア 指定期間に関する事項
- イ 基本的な業務に関する事項
- ウ 個人情報の保護等
- エ 業務状況報告及び業務状況報告書の作成提出に関する事項
- オ 会計区分に関する事項
- カ 財産管理に関する事項
- キ 協定の解除に関する事項
- ク 損害賠償に関する事項
- ケ その他富士見町が必要と認める事項

②年度協定事項

- ア 協定期間に関する事項
- イ 使用料に関する事項
- ウ 施設の維持補修に関する事項
- エ その他富士見町が必要と認める事項

9 その他

注意事項は以下のとおり

- (1) 施設が富士見町の施設であることを常に念頭に置いて運営すること。
- (2) 町民、関係団体との連携を図った事業運営を行うこと。
- (3) 富士見町の施策、事業に協力すること。
- (4) この募集要項並びに仕様書に記載のない事項については、公の施設における指定管理者制度導入に関する基本的な指針によるものとし、その他について富士見町と協議すること。

10 問い合わせ先

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地
富士見町役場 産業課営農推進係
電話：0266-62-9328
FAX：0266-62-4481
E-MAIL：sangyou@town.fujimi.lg.jp